# 弾力化・規制緩和と社会政策：社会政策学会第91回研究大会を振り返って


| メタデータ | 言語: jpn |
| --- | --- |
| | 出版者: |
| | 公開日: 2017-10-02 |
| | キーワード (Ja): |
| | キーワード (En): |
| | 作成者: |
| | メールアドレス: |
| | 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24517/00000376 |

学会動向

# 弾力化・規制緩和と社会政策

## ——社会政策学会第91回研究大会を振り返って

伍賀　一道

### 1　共通論題「弾力化・規制緩和と社会政策」の趣旨と報告の構成

今日，わが国における規制緩和政策として提起されていることは，第1に，新たな価格体系への移行によって世界市場におけるわが国の国際競争力を回復すること，第2に，情報通信分野の規制緩和などによって資本の新たな営業領域を創出することである。この2つの課題を達成するための具体的措置として，①非貿易財部門における保護や規制を撤廃し，市場を開放，海外からの安価な商品を輸入して，内外価格差の解消をはかる，②産業にかかわる規制を除去して新規ビジネスへの参入や新サービスの開拓をすすめる，③最低賃金制や労働時間規制の弾力化，雇用管理の弾力化などによる労働コストの圧縮（「日本的雇用システム」の再編）をはかる，などが提起されている。

このような規制緩和政策をめぐっては論者によって評価が大きく異なっている。社会政策を研究する者にとっても，規制緩和政策が労働者や国民にいかなる影響をもたらすのか，それはこれまでの社会政策の体系と内容をどのように変えることになるのか，など避けて通れない課題を投げかけられている。社会政策学会第91回研究大会はこうした課題に正面から答えるべく「弾力化・規制緩和と社会政策」を共通論題にかかげて1995年10月21日から22日にかけて金沢大学角間キャンパスで開催された。共通論題の6本の報告は以下のとおりである。

Ⅰ　労働時間の短縮と規制緩和・弾力化
　　中村眞人（駒沢大学）
Ⅱ　労働市場の規制緩和と雇用・失業問題
　　加藤　佑治（専修大学）
Ⅲ　産業における規制緩和と労働者
　　——交通・運輸業を事例として
　　柴田　悦子（名城大学）
Ⅳ　規制緩和と社会保障・社会福祉の法政策
　　脇田　滋（龍谷大学）
Ⅴ　欧米の失業問題と規制緩和
　　笹島　芳雄（明治学院大学）
Ⅵ　今日の規制緩和と労働政策
　　髙梨　昌（日本労働研究機構）

### 2　各報告の要旨

(1)　中村報告は，まず労働時間短縮政策を3つの時期に区分してそれぞれの時期の特徴を整理した（経済政策の一環としての労働時間短縮の時期（1984～1987年），労働時間短縮指向の定着の時期（1988～1991年），弾力的労働時間制度の普及の時期（1992年以降））。第1の時期に内需拡大対策として位置づけられた時短は，第2期になるとバブル景気のもとでの労働力不足を背景に経営者も時短に積極的に対応するようになった。銀行など金融機関や公務部門の土曜休日導入が時短を先導した。中小企業でも業界組織ぐるみで時短が推進された。第3期は時短促進法の施行など時短推進策が取られる一方で，労基法の改正による変形労働時間制の拡大などの弾力化措置が取られた。不況が長期化するもとで94年になると日経連が時短に対して

消極姿勢に転ずるなど時短が停滞しつつある。

つづいて，中村報告は労働時間短縮政策の過程と社会集団間の対抗に考察をすすめた。時短を推進した背景として，内需拡大策にそって経営者も時短に積極的姿勢を示したこと，および大企業における基幹労働力の円滑な再生産を確保するという「人的資源戦略」が指摘された。時短を主導したのは金融機関や公務部門における一律規制またはそれに近い共同行動的な動きにほかならず，弾力化措置は時短に積極的に寄与するものではない。経営者側は弾力化推進の立場から，サービス経済化やホワイトカラー労働の比重の増大，中小企業の経営基盤の弱さなどを理由に労働時間の一律規制に反対し，規制緩和を拡大する傾向が見られる。生産効率主義がゆらぐもとで，豊かさの追求になると規制緩和が持出されるが，これは市場メカニズムにゆだねることであり，生産効率主義と同一基盤にたつものである。

中村報告に関連して，主討論者の阿部誠氏から「裁量労働制が労働時間の弾力化のみならず仕事の評価や年俸制の導入と直接的にかかわっている。労務管理が個別化するなかで，労働組合が従来取組んできた労働時間や賃金などに対する集団的規制の意味が失われている折，裁量労働制が労使関係にもたらす意味は大きい」との指摘があった。

(2) 加藤報告は，労働市場の規制緩和が雇用・失業問題にいかなる問題をもたらすかを包括的に論じるものであった。まず，労働市場の独自的性格（売手と買手の不平等性）が規制緩和によって倍加されること，現在でも「完全失業者」と潜在的失業者の合計は労働力の10％を越えており，規制緩和政策によって更に大量の失業者の創出が避けられないが，その受入先の確保は困難であることが指摘された。つづいてこれまで進行している労働市場の規制緩和の実態について，アルバイトスチュワーデス問題や就職情報誌のもつ問題性などが明らかにされた。正規雇用にたいして労働条件が格段に劣悪であること，チームワークの関係がまずく安全性に問題があること，就職情報誌については，本質は「広告」ではなく私的職業紹介にほかならないことが強調された。

報告の最後に，当面，最低限行うべきこととして，①航空業界を含め正規労働者とアルバイトとの労働条件の格差をなくす，②民営職業紹介事業について労働条件の文書による明示を義務づける（不当表示防止），③就職情報誌の不当表示にたいして掲載者と情報提供者への罰則を設ける，④労働者派遣事業対象業務からファイリングを除く，⑤労働契約の中途解除（解雇）を規制する，などの措置が提案された。

(3) 第3の柴田報告では交通・運輸業に限ってではあるが，産業政策，経済政策における規制緩和が雇用・失業問題や労働条件に及ぼす影響にふれながら，以下のような問題提起があった。

「円高にたいして製造業では海外展開などで対応をしているが，交通・運輸部門は地域に固定しているため海外へは流出できない。そこで2つの方面から規制緩和が求められている。1つはアメリカからの日本の交通・運輸分野への参入要求であり，いま1つは荷主（商社，流通業者，メーカーなど）による，ジャストインタイムの輸送体制と運輸費削減の要求である。確かにこの分野では規制緩和しなければならない事項もあるが，同時に安全性の確保や産業の脈管体系としての交通・運輸部門の役割から見て経済的規制に関わる事項でも緩和してはならないものもある（たとえば過疎地における輸送手段の確保や大都市での過密な交通にたいする規制など）。

交通・運輸部門の規制緩和として，例えば貨

物運送取扱事業法の制定で大手メーカー，商社など従来直接運輸部門に関係を持たない業種から運輸部門への参加が自由になった。ただし規制緩和には上から行われるものばかりではなく，技術革新が先行し（コンピュータ制御による情報ネットワークの形成など），それに誘導される形で登場したものもある。コンピュータ情報網を駆使して小口輸送や行先別の貨物仕分けシステムに成功した宅配便がその代表例である。

この部門では経済的規制が同時に社会的規制の性格をもっている。たとえば，走行経費の削減，道路の混雑解消などを理由とするトラック積載重量の制限緩和は経済的規制の緩和であると同時に安全性を脅かすことになる。また運賃の自由化がもたらす企業間競争激化によってコスト削減のために安価な労働力，たとえば外国人労働者の導入に向かうおそれや，深夜輸送，シフト勤務体制の拡大などが予測される。運送業の営業区域の規制は高速道路が完成していない時代に設けられた規制であり不必要であるが，天下り人事にたいする規制や『過労死ライン』をこえる長時間労働，加積載，シフト労働体制などに対しては厳しい規制が求められるべきである。」

柴田報告に関連して主討論者の永山利和氏は，「日本は下請け制が現在なお有力な位置を占めており，貨物運送取扱事業法でキャリアなしに開業できるとなると商社をはじめ元請機能をもった企業が成立する。その下に下請に近い状況で輸送業者が組込まれる状態が生まれる。この背景にはそれを充分規制できない社会政策やこれを放置している労働組合の弱さもある」と指摘された。

(4) 脇田報告は医療・福祉分野における規制緩和問題を批判的視角から論じた。まず社会保障制度審議会の1995年「勧告」を取上げて，その基本的考え方において，生活保護など貧困や低所得問題の解決は後景に退き，焦点は中間層の生活保障の仕組をどう構築するかに置かれていることを指摘した。国民の相互扶助という意味での社会連帯を説き，国家責任での最低生活保障の意義が後退していると批判した。

この分野での規制緩和の第1の焦点は「措置制度」から「契約制度」への転換である。先の「勧告」は措置制度について，サービスの即応性，メニューの多様性から見て，措置制度の限界とその見直しを提起した。脇田氏はこれにたいして最低水準を上回るサービスを地域を問わず保障するものとして「措置制度」の積極的意義を強調した。

第2の焦点としてこれまで否定されてきた，医療・福祉分野への営利化の導入問題がある[1]。脇田氏は「社会保障の施設にどこまで営利事業を導入できるのか，疑問に思う」と指摘し，病院業務の下請化，民間委託による安全性の低下，医療従事者の労働条件の低下を懸念した。

脇田報告にたいしてフロアから社会保障，福祉の領域で国家責任が一路後退していると捉えることはできないとの指摘がなされた。また主討論者の栃本一三郎氏は，「規制緩和をすればするほど，公的扶助については徹底して保障しなければならない。もともと社会保障や福祉は規制を行うことによって市場経済を補正する機能をもっていた。統一的資源配分を行うためには，また公正さを確保する上からも規制が必要である」とコメントされた。さらに福祉財政面

(1) 行政改革委員会規制緩和小委員会報告書（1995年12月7日）は，「企業による病院経営の是非についての検討を進めるべきと考える」と積極的な姿勢を示している。

での国と地方との負担問題にかかわって分権化の考えが示された。

(5) 笹島報告では，欧米の失業の特徴について「本来であれば失業率は景気変動にともなって変動するはずであるが，あまり低下せず，高失業状態が常態化している。経済成長率が上昇したとしても失業率の低下はあまり期待できない」と述べ，その背景には「マクロ経済の問題だけでなく，労働市場の需給調整機能が低下したためとの指摘がある。失業水準が高いのに賃金上昇が続いたり，労働需給のミスマッチの拡大が見られる。労働市場が市場としての機能を果たさなくなっている」と説明，さらに「日本も同じ道を歩んでいるのではないか」との見通しを示した。

続いて，労働市場政策の規制緩和が失業問題の改善にとっては不可欠であるとのOECDの政策を肯定的に紹介する形で，最賃制・失業保険制度などにかかわる規制緩和の政策的含意について「flexibilityという概念は労働市場での自由な取り引きを妨げる要素を少なくする議論である」と提起した。

笹島氏は明示的ではないが，欧米と比較して低失業率のわが国の現状を維持するために規制緩和を行うことが必要であると示唆した。氏は，総括討論のなかで労働組合が労働者の権利を守れないような場合には，最後の手段として労働者の「やめる権利」を確保すべきで，そのために能力の社会的評価の仕組を整備するなど，転職しやすい労働市場システムを設けることを提案された。これは，規制緩和政策によって低生産性部門から発生する離職者対策として提起されている「失業なき労働移動システムの構築」という考え方と結果的には同じになるだろう。

(6) 最後の高梨報告はその冒頭で，行政改革委員会規制緩和小委員会の提案について労働政策の研究者が誰も含まれていないまま自由競争万能論の立場から無責任な議論が行われているとの批判をした。ただし高梨氏は規制緩和そのものに反対というわけではなく，同委員会のすすめる規制緩和政策のまずさを批判するという立場である。

まず公的職業紹介に関して，職安経由の就職のシェアが低くなり，「2割職安」という批判があることにたいして，「製造業および建設業や日雇，パートなどについては需要と供給がマッチングしており，職安は良好な機能を果たしている。有効に機能していないのはホワイトカラーについてである。ホワイトカラーの場合にはブルーカラーとは異なり仕事の能力が客観化されず，仕事の能力を表示できないためである。公共職業安定所は職業紹介のシェアが低くても，失業認定や失業給付，雇用給付金申請の受理と支給などの業務を行っており，これらの業務は国にしかできない。民営化せよというのは乱暴な意見である」と批判した。

次に有料職業紹介事業の規制緩和に関連して，「日本は『職業紹介事業の規制が大変強い』と誤解されているが，むしろ弾力的である。現在の民営職業紹介事業の対象の29職業のうちで採算がとれているのは4つしかない（家政婦＝付添婦，マネキン，調理師，配膳人）。規制緩和小委員会は有料職業紹介事業のネガティブリスト方式を提案しているが，現在でも対象職種の多くは休眠状態にあり，方式を変更しても効果はない。病院付添婦を含め有料職業紹介事業の大部分は派遣に移すべきである。人材スカウト，アウトプレースメント業は，職業紹介事業とは別に『特定労働者再就職援助事業』として扱ってはどうか」と提案した。

また労働者派遣事業について，「欧米では短期かつ臨時的業務に派遣するという考え方だが，日本はポジティブリスト方式で専門職業務

を指定した（ビルメンテナンスは例外）。」労働者派遣事業の対象業務をネガティブリスト方式にせよとの行政改革委規制緩和小委員会の提案については「ネガティブリスト方式をとっている欧米諸国と比較して，ポジティブリスト方式の日本の派遣市場はそれに遜色ないくらい高い」と批判した。

最後に高梨氏は，労使紛争処理制度の見直しに言及し，「現在は雇用にかかわる個別的労使紛争を処理する機関がどこにもなく大問題である。労働委員会が個別紛争処理にあたってはどうか」と提起した。この点に関して中村氏は，「労働条件の決定を個々人が個別にしなければならないとなると果たして労働市場はきちんと動くのだろうか。今後の課題としては労働基準行政を強化する必要がある。運動の側が頼りなくなっているところに状況の困難さがある」と指摘し，また阿部氏も「集団的な規制が困難になった場合，どのように労働組合は規制力を発揮できるか」と疑問を呈した。

高梨氏は長年にわたり労働行政に深く関わってきた立場から，上記のごとく今日の規制緩和との関わりでどのような雇用政策の見直しが必要かについて論じ，具体的な政策提起を行った。こうした報告のスタンスにたいして，戸塚秀夫氏から「高梨氏が深く政策立案に関与されている場合の，社会政策研究者としてのDenkweiseはどのようなものか」との問題が提起された。これにたいする高梨氏の答えは総括討論の中での発言（「規制緩和の犠牲を最小限に食い止める政策が必要だ。哲学論争の時代は終わっている。政策を考える段階では個々の政策を議論しなければならない」）に示されている。しかし，規制緩和を前提とした上で，そのマイナス面をどう補正するかという発想で個々の政策を検討すること自体の意義や問題性を問うことは決して無意味とは思われない。

### 3　いくつかの論点

つぎに，各報告および総括討論のなかで議論された問題のうち，雇用・失業問題を中心に主要な論点に限って紹介し，若干の私見を述べておきたい。

#### (1)　規制緩和政策が提起されるに至った資本主義の現局面をどのように考えるか

第1の論点は，今日の弾力化・規制緩和が資本主義の歴史的展開とどういうかかわりで登場したかという問題である。この点については主討論者の永山氏をはじめ，中村氏やフロアの相沢与一氏の発言のなかでも触れられた。永山氏によれば，第1に，規制緩和は現在の産業政策や経済政策の中心課題になっているが，これは70年代以降の歴史的経過の中で捉え直す必要がある。規制緩和・弾力化は新自由主義的経済政策がとられて以降の先進国に共通する特徴であり，旧社会主義国の崩壊後の民営化政策の流れとも共通するものがある。これは労働組合の組織にたいして直接的，間接的副作用をもたらした（たとえばアメリカ航空管制官のストライキ，イギリスの炭坑閉山反対スト，日本の国鉄民営化の強行と国労の分裂，縮小など）。第2に，永山氏は日本の労働市場の弾力化はかなり前から先行的に行われており，OECD報告（『雇用研究』1994年）の中にも日本の政策がかなり入っているのではないか，と示唆された。

私は，永山氏の捉え方について基本的には異論はない。一般に「規制緩和」と「弾力化」とは区別しないで用いることが多いが，私は「弾力化」は「規制緩和政策」を包含するより広義の概念として理解している。わが国において「弾力化」戦略は第1次石油危機後の1970年代後半に導入された。多くの企業は減量経営を断行し，正規労働者の削減ないし抑制を図ってきた。その一方で，派遣労働者やパートタイ

マー，臨時労働者などの非正規雇用の活用が積極的に推進された。このような傾向は1980年代に入るとME化の進展ともあいまって更に強化された。労働政策面では労働者派遣法の制定に象徴されるように，この「雇用の弾力化」を支える規制緩和政策が採用された。労働時間法制においても変形労働時間制のような弾力化措置が取られた。

今日の先進国に共通する規制緩和政策の直接的ルーツという点では，私は1970年代末～80年代にかけてOECDが提起した積極的調整政策にあると考えている。その基底にある考えは，短期的な需要管理政策から供給サイドの重視にたった中長期的な構造政策へ転換すべきこと，そのためには「変化に直面している市場の柔軟性と弾力性を高める必要がある」[2] ということであった。また市場メカニズムの活用は，福祉，環境その他の社会政策にも適用されるべきであるとしている。1979年のOECD閣僚理事会「一般方針」は，競争力を失った業種の生産設備能力やそこでの雇用の維持を行うことは長期的に見た場合，生産性を低下させ，インフレ傾向を強めることになるので，これは避けるべきである，より建設的な態度は，最も生産的な用途への労働と資本の移動性を促進するためできるだけ市場力に依存することによって，新たな状況への調整を進めることである，と述べている[3]。市場開放によって非貿易財部門を中心とする低生産性部門から新規部門への資本と労働力の移動を促進しようとする今日の規制緩和論者の主張はOECDのこの考えと同じである。

(2) 規制緩和，弾力化による失業問題の行方

第2の論点は，弾力化，規制緩和を進めた場合の失業問題の行方にかかわる問題である。この点について，加藤氏は，規制緩和政策によって「一時的にせよ」大量の失業者の創出が避けられないが，その受入先の確保は困難であり，また各種の非正規雇用が増加するとの見通しを示した。また，主討論者の阿部氏は，「低生産性部門をはじめ失業者，過剰労働力の発生は避けられない。日本ではただちに失業問題が顕在化するというよりも，出向，転籍など西欧とは異なる形態をとるのではないか。ただし規制緩和が急速に進んだ場合，そこにおさまるかどうか。さらに派遣労働の広がりが未組織労働者を増加させ，労働組合機能が空洞化するのではないか」との懸念を表明した。

また永山氏は，「ホワイトカラーの一部にかかわる裁量労働の拡大によって自営業的な個人請負型労働になるのではないか，その場合，労働基準法や職安法があってもその適用を受けるのはごく少数のブルーカラー労働者という状況が広がるのではないか」との予測を示した。

また規制緩和政策による雇用創出効果に関連して，三富紀敬氏は規制緩和とは逆に最賃額を高くすることで雇用が増えたというアメリカの議会資料を紹介しつつ問題提起を行った。これにたいして笹島氏は，「雇用創出が実現したとしてもそれにはさまざまな要因がからんでおり，最賃だけをその要因であると特定することは困難である。年齢別最賃制を設けると若年雇用が増えるが，その分だけ中高年の失業が増える。労働市場全体で雇用増があるのか，減るのかという判断をしなければならない」と応じた。

(3) 派遣労働者と専門職労働市場の確立の展望

わが国の労働者派遣事業について，高梨氏が

(2) 経済協力開発機構（OECD）編・日本経済調査協議会訳『積極的調整政策――先進国における産業構造調整への提言』金融財政事情研究会，1984年，12ページ。

(3) 同上書，198ページ。

「欧米の労働者派遣事業とは異なり，わが国では対象業務を専門職ないし準専門職に限定している。ビルメンテナンスは例外である」と説明したのにたいして，阿部氏は「銀行の派遣労働者の業務を見ると，専門職または準専門職の確立と見ることができるか。ソフトウェア部門の派遣労働は専門性が高いと言えるが，早期退職の比率が高く，将来展望が必ずしも開けていない。労働者派遣事業によって専門職労働市場が確立する展望があるのだろうか」と疑問を呈した。加藤氏も同様の視点から「現在の派遣労働の業務は専門性は少ない。派遣労働の大半は事務処理関係である。ファイリングは対象業務から除去すべき」と主張した。

私も同様の疑問をもっている。問題は派遣労働の多くを占めるワープロオペレーターなどの女子の事務処理業務が本当に専門職と考えられるのかという点である。また，彼らを多数利用することで派遣先の正規雇用の減少をもたらしていないか，派遣労働者が正規雇用削減の手段として利用されていないかという，労働者派遣法制定当時に議論された問題も依然として残されたままである。

(4) 有料職業紹介事業および労働者派遣事業の規制緩和をめぐって

雇用・労働分野に固有の規制緩和として，行政改革委員会規制緩和小委員会は有料職業紹介事業の対象職業および労働者派遣事業の対象業務を拡大するためネガティヴリスト方式に改めることを求めている。OECDのレポート『雇用研究』も職業紹介事業の公的独占の撤廃を主張し，現に西欧の先進国では民営職業紹介事業を公認する動きが相次いでいる[4]。しかし，今回の研究大会ではこの問題それ自体に立ち入った議論は必ずしも充分ではなかった。高梨氏がこれらの事業のネガティヴリスト方式への転換に反対の意向を示し，またフロアから宮島尚史氏が戦後の職安法制定当時の原点に立ち帰るべきであると意見表明がされたほかは，近年，民営職業紹介事業の合法化に踏切ったスウェーデンやドイツなどの経験を踏まえてわが国の民営職業紹介事業や労働者派遣事業の規制緩和にたいする対応を検討するという議論は見られなかった。民営職業紹介事業や労働者派遣事業の規制緩和は本当に失業者の縮小に役立つのだろうか。そこでこの点について若干の私見を述べて小論のまとめとしたい。

別表　ドイツにおける民間業者による職業紹介件数

| | 成立した職業紹介件数[1)2)] | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 1994年8月1日～12月31日 | | 1995年1月1日～6月30日 | |
| | 合　計 | うち失業者 | 合　計 | うち失業者 |
| 営利的職業紹介業者 | 2,996(100.0) | 756( 25.2) | 4,216(100.0) | 1,114( 26.4) |
| 非営利的職業紹介業者 | 4,115(100.0) | 2,293( 55.7) | 1,860(100.0) | 259( 13.9) |
| 分　類　不　能 | － | － | 2,599(100.0) | 598( 23.0) |
| 民営職業紹介業者合計 | 7,111(100.0) | 3,049( 42.9) | 8,675(100.0) | 1,971( 22.7) |

(注) 1) 1994年4月1日以前に許可されていた分野の職業紹介（芸能および指定の職業）を除く。
2) 派遣労働者が派遣先企業に採用された件数を含む。
(出所) ドイツ連邦雇用庁 (Bundesanstalt für Arbeit) 資料より作成。

(4) スウェーデンでは1993年7月より，ドイツでは1994年8月1日より民営職業紹介事業が合法化された。なおスウェーデンとドイツの民営職業紹介事業については拙稿「スウェーデンにおける労働市場の規制緩和 ―― 労働者派遣事業および民営職業紹介事業の合法化をめぐって」『金沢大学経済論集』第32号，1995年3月，および拙稿「ドイツにおける職業紹介事業の規制緩和」『金沢大学経済論集』第33号，1996年3月，を参照されたい。

ドイツでは1994年8月より民営職業紹介を全面的に合法化した。筆者がドイツ連邦雇用庁で入手した資料によれば（別表参照），94年8月1日より同年12月末までに民営職業紹介業者が職業紹介に成功した7,111件のうち，失業者の中から斡旋したものは3,049件（42.9％），また95年1月1日より6月30日までの期間では8,675件のうち1,971件（22.7％）にとどまっている。このうち営利的業者に限って失業者の紹介比率を見ると，各時期それぞれ25.2％，26.4％にすぎない。つまり，民間業者が職業紹介に成功した件数の中では失業者よりも有職者の転職斡旋の方がはるかに多かったのである。民営職業紹介業者にとっては，手数料収入は対象者の賃金に比例するため，より高給の労働者の転職を斡旋した方が利益も大きい。このため失業者にたいする職業紹介よりも転職市場での斡旋に力を入れがちになることは想像に難くない。

さらにドイツの経験はもう一つ注目すべき問題を投げかけている。別表の職業紹介件数の中には派遣労働者が派遣先の正規雇用になったケースも一部含まれている。ドイツでは派遣労働者の30％から，多い場合には50％が派遣先で正規労働者に採用されている。民営職業紹介業者の多くは労働者派遣企業を兼営しており，派遣先に送り込んだ派遣労働者がそこでの正規雇用になる場合には，通常の派遣代金に上乗せして特別の手数料を派遣先に課している。

察するに民間業者を利用して労働者を募集する企業にとっては労働者派遣事業の方がより魅力的ではなかろうか。派遣先企業の中には，専門職の派遣労働者を短期間利用するという活用の仕方のみならず，労働者派遣事業を労働者を採用する際の一種の試用期間として活用する傾向がみられる[5]。派遣法が制限する派遣労働者の利用期間（9カ月間）が切れる直前に正規雇用に切り換えるか，あるいは派遣契約を終了するかは利用企業（派遣先）の意思にゆだねられている。解雇規制が厳しいドイツでは，労働者派遣事業を労働者の試用期間として活用して労働者の実際の働きぶりを見たうえで採用したいと考える使用者が増えても不思議はない。

このことはわが国でも労働者派遣事業の対象業務を拡大した場合には，こうした利用の仕方をする使用者が増える可能性を示している。これを就職機会の拡大と捉え，労働者派遣事業が職業紹介の機能をも果たしていると歓迎しうるだろうか。こうした利用の仕方は使用者に有利に，労働者にとっては雇用不安を増すことにならないだろうか。規制緩和小委員会の提起のなかでは，民営職業紹介事業の規制緩和よりも労働者派遣事業の対象業務の拡大の方が職業紹介に及ぼす影響が大きいと思われる。

（ごか・かずみち　金沢大学経済学部教授）

［付記］第91回研究大会では共通論題に先立って10月21日（土）午前、下記のような書評分科会が行われた。ここ1～2年の間に出版された労働問題、生活問題に関わる著作15点が取り上げられた。

【女性・家族】　座長　木本　喜美子（一橋大学）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 布施晶子著 | 結婚と家族 | 岩波書店 | 93年　長沢孝司（日本福祉大学） |

(5) 高梨氏も報告のなかでアメリカについて，労働者派遣事業が企業が労働者を採用する際の試用期間の機能を果していると指摘された。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 伊藤セツ著 | 両性の新しい秩序の世紀へ | 白石書店 | 93年 | 北明美（京都大学大学院） |
| 社会保障研究所編 | 現代家族と社会保障 | 東大出版会 | 94年 | 佐藤卓利（広島女学院大学） |
| 社会保障研究所編 | 女性と社会保障 | 東大出版会 | 93年 | 同　上 |

【外国人労働】　座長　荒又　重雄（北海道大学）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 佐藤　忍著 | 国際労働力移動研究序説 | 信山社 | 94年 | 藤本　剛（秋田経済法科大学） |
| 山本健兒著 | 国際労働力移動の空間 | 古今書院 | 95年 | 吉村臨兵（釧路公立大学） |
| 本多淳亮，村下博編 | 外国人労働者問題の展望 | 大阪経済法科大学出版部 | 95年 | 森　廣正（法政大学） |

【高齢化問題】　座長　里見　賢治（大阪府立大学）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 川上則道著 | 高齢化社会は こうすれば支えられる | あけび書房 | 94年 | 福島利夫（大阪経済法科大学） |
| 橋木俊詔・下野恵子著 | 個人貯蓄とライフサイクル | 日本経済新聞社 | 94年 | 馬場康彦（日本福祉大学） |
| 二木　立著 | 「世界一」の医療費抑制政策を見直す時期 | 勁草書房 | 94年 | 大山正夫（国民医療研究所） |

【福祉国家論】　座長　堀内　隆治（下関市立大学）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 永山　誠著 | 戦後社会福祉の転換 | 労働旬報社 | 93年 | 林　博幸（華頂短期大学） |
| 稲上毅・H.ウィッタカー・逢見直人ほか著 | ネオ・コーポラティズムの国際比較 | 日本労働研究機構 | 94年 | 富田義典（佐賀大学） |

【昇進と競争】　座長　久本　憲夫（京都大学）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 脇坂　明著 | 職場類型と女性のキャリア形成 | 御茶の水書房 | 93年 | 川東英子（愛媛大学） |
| 今田幸子・平田周一著 | ホワイトカラーの昇進構造 | 日本労働研究機構 | 95年 | 居神　浩（京都大学大学院） |
| 橋木俊詔他編 | 「昇進」の経済学 | 東洋経済新報社 | 95年 | 石田光男（同志社大学） |


井上英夫
上村政彦 著
脇田　滋

好評発売中！

**高齢者医療保障**

——日本と先進諸国——

*高齢者社会における医療・福祉はどうあるべきか。老人保障の10年を検証。ドイツ、フランス、オランダ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、アメリカの最新の状況をフォロー。*

A5判 上製
定価 5,000円(税込)
**労働旬報社刊**